

北東地域首都機能移転連携事業実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、北東地域首都機能移転連携事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

(目的)

第2条 実行委員会は、首都機能移転先地としての北東地域の適地性を全国に強くアピールすることにより、首都機能移転の意義、必要性について国民の議論を喚起し、ひいては北東地域への首都機能の移転実現に資することを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 北東地域への移転実現に向けた広報活動
- (2) その他実行委員会の目的達成のために必要な事業

(構成)

第4条 実行委員会は別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員長は栃木県国会等移転促進県民会議幹事長をもって充てる。

(経費)

第5条 実行委員会の運営に係る経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事務局)

第6条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を栃木県国会等移転促進県民会議に置く。

(会計年度)

第7条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(監査)

第8条 実行委員会の会計は、福島県首都機能移転促進県民会議幹事長が監査する。

(委員長への委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規約は、平成12年5月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年5月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年9月15日から施行する。

別表（第4条関係）

構 成 団 体	実 行 委 員	備 考
福島県首都機能移転促進県民会議	幹事長	監 事
茨城県首都機能移転等促進協議会	事務局長	
栃木県国会等移転促進県民会議	幹事長	委員長
宮城県	知事が指名する者	
山形県	知事が指名する者	
福島県	知事が指名する者	
茨城県	知事が指名する者	
栃木県	知事が指名する者	